

〔事案 25-42〕 配当金支払請求

・平成 25 年 11 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、生存保険金（長寿祝金）の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 57 年 3 月に契約した終身保険について、以下の理由により、長寿祝金を支払ってほしい。

- (1) 契約時、募集人から「65 歳以降、5 年ごとに長寿祝金が確実に支払われる」との説明を受けた。
- (2) 平成 16 年 12 月に保険会社で確認した際にも、窓口職員より、上記と同様の説明を受けた。

<保険会社の主張>

生存保険金である「長寿祝金」は、支払いの有無やその金額が予め確定しているものではなく、平成 6 年度以降、本契約に割り当てられた「社員配当金」がゼロであったため、生存保険金（長寿祝金）は支払えないので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、保険会社との間で、65 歳から 5 年ごとに生存保険金（長寿祝金）を保険会社が支払う旨の約束（合意）が成立しているものと判断する。

2. 申立人と保険会社との間の合意（契約）内容

- (1) 生命保険契約はいわゆる附合契約であるため、契約内容は保険約款によって定められ、契約者が保険約款の規定を具体的に認識していたか否かは問題とはならない。
- (2) 保険約款によれば、保険会社は定款の規定によって積み立てた「社員配当準備金」のうちから、毎事業年度末に所定の契約に対し、主務大臣の認可を得た方法により計算した「社員配当金」を割り当て、当該社員配当金は一時払保険料に振り替えて生存保険金の買い増しに充当される。定款によると、保険会社の決算において剰余金が生じたときは、その 10 分の 9 以上を社員配当準備金とすることとし、社員配当準備金は保険約款に定めた方法によって配当に割り当てられる。そうすると、社員配当金が保険会社の業績（決算）による影響を受けることは当然である。この点、配当金明細書によれば、平成 6 年度以降、本契約に割り当てられた社員配当金はなく、生存保険金の買い増しはなされていないので、保険会社が長寿祝金を支払えないのもやむを得ない。
- (3) 設計書において、65 歳から 5 年毎に支払われる予定の「長寿祝金」は「生存保険金」の性格を有することは記載されており、また、左下には、「記載の配当数値（老後設計資金、長寿祝金）は…今後変動することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありませんのでご注意ください」との記載がある。
- (4) したがって、保険会社との間で、65 歳から 5 年ごとに生存保険金（長寿祝金）を保険会

社が支払うという合意（契約）が成立したと認めることはできない。